

✦ 貨物概要

綿製メリヤス編物から成る衣類

性 状：肩ひもを有し、胸部下までを覆う  
 取り外し可能なパッドを有する  
 胸部下周囲及び、肩ひもにパワーネットを使用  
 用 途：日中及び就寝時に着用



✦ 分類

関税率表第 6212.10 号（統計番号 6212.10-000）

✦ 分類理由

本品は、前面を胸元から胸部下まで覆い、取り外し可能なパッド付のカップを有し、胸部下周囲及び肩ひもにパワーネットを使用し、胸部下周囲から背中にかけて、胸部を支える形状のものであり、バストの形を整え、身体をサポート（補整）する機能があると認められることから、関税率表第 62.12 項に規定するブラジャーとして、上記のとおり分類されます。

✦ 関税率表第 62.12 項のポイント

関税率表第 62.12 項は「ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）」と規定されており、同項の関税率表解説には、「この項には、体をサポートする衣類又はその他のある種の衣類をサポートするために着用する製品及びその部分品を含む」と記載されています。このうち「体をサポートする衣類」とは、身体のシルエットを美しく整える機能（補整機能、ファンデーション機能）を有すると認められる衣類と解釈されま



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる

ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）